

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和5年度 第2回

令和5年8月1日 (火)開催

1 日 時 令和5年8月1日(火) 13時30分～14時40分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中5名出席

伊藤慎一 臼木智昭 嗟峨 宏 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 小玉恵子 後藤正文 佐藤伸幸 佐貫さおり

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 境田未希 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 立花労働基準部長 佐藤賃金室長

佐々木賃金指導官 後藤賃金係 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)
- (2) 賃金実態調査結果について
- (3) その他

5 配付資料

資料番号1 生活保護と最低賃金との比較関係資料

資料番号2 令和5年度賃金改定状況調査結果

資料番号3 令和5年度賃金実態調査結果報告(抜粋)

資料番号4 秋田地方最低賃金審議会日程(案)

資料番号5 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書(写)

資料番号6 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

6 議事内容

○杉本賃金調査員

本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。
定刻になりましたので、ただ今から令和5年度第2回秋田地方最低賃金審議会を
開催いたします。

本日は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名、合計 15 名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしておりますので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの進行は、長岐会長にお願いいたします。

○長岐会長

それでは、第 2 回秋田地方最低賃金審議会の進行を務めさせていただきます。

本日審議する議題は、議題 1. 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）、議題 2. 賃金実態調査結果について、議題 3. その他となっております。

それでは、議題 1 「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について」ですが、その前に、局長から一言お願いします。

○山本労働局長

中央最低賃金審議会から厚生労働大臣あてに、令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について答申があったことから、この目安額を参考に、地域の実情を踏まえて、十分な審議を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

この後、賃金室長から、目安答申の説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○長岐会長

事務局から目安答申の説明をお願いします。

○佐藤賃金室長

それでは私の方から説明させていただきます。本日、机上に資料として「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」写しを配付しております。例年、地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会答申につきましては、事務局から答申内容の説明をさせていただいているところですが、令和 5 年 7 月 28 日の「令和 5 年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申」を踏まえ、「目安の位置づけ」「令和 5 年度の目安のポイント」等につきまして、中央最低賃金審議会の会長から地方最低賃金審議会委員への動画メッセージが届いておりますので、初めに私から「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」について簡単にご説明させていただき、その後で、委員の皆様には会長メッセージをご視聴いただきたいと思います。

それでは、22 ページ、別紙 2 「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」をご覧ください。

2の労働者側見解についてです。最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30年ぶりの賃上げの流れも受け従来に増して注目されている状況について述べ、最低賃金法第1条の法の目的を再確認した議論を行うべきであることを主張した。

コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し、賃上げの流れを中長期的に継続する必要があると主張した。

加えて、現在の最低賃金水準では、2,000時間働いても年収200万円程度といわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、連合試算では、最も低い県であっても時間単価で990円を上回らなければ単身で生活できないことから、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると主張した。

さらに、2021年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与え、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していること、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策が終了する10月以降も見通して議論しなければならないと主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇がみられるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定に当たり考慮すべきであること、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であることを主張した。なお、就業調整問題については、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要だと主張した。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきであると主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

次に、23ページの3使用者側見解についてです。中小企業を取り巻く状況については、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断DIは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感は大規模事業者と比べて回復が遅れていることを主張した。

加えて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識を示した。

また、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきであると訴えた。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と雇用を支える地方の中小企業を中心に、廃業や倒産が増加するとの懸念があると述べた。

また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘した。

さらに、最低賃金の引き上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担をさせない配慮が必要であると主張した。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識していると述べた。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠であると主張した。

以上を踏まえ、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの認識を示した。その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、発効日に必要以上にとらわれない、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと主張した。

目安に関する小委員会報告についての説明は以上です。

それでは、「令和5年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申」を踏まえ、「目安の位置づけ」「令和5年度の目安のポイント」等につきまして、地方最低賃金審議会委員への中央最低賃金審議会の会長メッセージをご視聴いただきます。

【 動画視聴 】

中央最低賃金審議会からの会長メッセージをご視聴いただきました。答申内容

につきましては、今の説明でほぼ網羅されていると思われまますので、事務局からの説明は割愛させていただきたいと思ひます。

続きまして、関連した資料として、資料1の「生活保護と最低賃金」についてご説明いたします。中央最低賃金審議会目安小委員会において、生活保護と最低賃金の比較について最新のデータに基づく結果が公表されています。

1、2ページに「折れ線グラフ」がございます。1ページのグラフは、下段の注3にありますとおり、生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和3年度のものとなっております。

点線の折れ線グラフが生活保護、実践の折れ線グラフが最低賃金、右から5つめの秋田県を含めた全ての都道府県で、実線の最低賃金が点線の生活保護を上回っているという状況が明らかとなっております。

また、令和4年度の最低賃金改定額を反映したものが次の2ページのグラフとなります。

次の3ページは、都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析になります。

北海道から始まる5番目に秋田県の数字が出ております。平成25年度までは全国の一部の都道府県において、乖離がありました、ここ数年の最賃引上げ等により、平成26年度以降は全国で乖離は発生していません。

秋田県では、令和3年度データで最賃が154円上回っており、令和4年度の最賃引上げ額を考慮すると、最賃が185円上回っていることとなります。

次の4ページには、「生活保護と最低賃金の比較について（令和5年度）」として、秋田県の状況について詳細に計算した内容を記載しておりますので、後ほど参考にさせていただければと思ひます。

最低賃金と生活保護との比較の関係の説明は、以上でございます。

次に、資料2「令和5年賃金改定状況調査結果」についてご説明いたします。この調査は、最低賃金の改正審議の参考とすることを目的として実施した調査で、企業規模30人未満の、全国約16,500の民営事業場を調査対象とし、集計事業場数は約5,300、約32,000人の労働者を集計し、令和5年6月分とその1年前である令和4年6月分の賃金を比較調査し、その動向をまとめたものでございます。

なお、本調査は厚生労働省本省が行っていること、また、都道府県単位での集計は行っていないことを申し添えます。

全国集計の結果によりますと、1年前と比較した労働者の賃金動向については、7ページ第4表②「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）」をご覧ください。

それぞれ、ランクごとに集計されております。秋田はCランクになりますので、

「一般パート計」のCランクのところ、数字の書いてあるところの左から3つ目にある賃金上昇率を見ていただきますと賃金上昇率が、2.1%となっており、昨年の2.0%から0.1%上回っております。

また、その下の欄には一般労働者とパート労働者に分けて集計されておりまして、Cランクの一般労働者が昨年の2.3%からマイナス0.4%の1.9%、パート労働者が昨年の1.4%からプラス1.1%の2.5%となっております。

最低賃金の目安及び関連資料についての説明は以上です。

○長岐会長

ただ今の報告について、ご質問などがありましたら、ご発言願います。
事務局。動画メッセージについての質問はできますか。

○佐藤賃金室長

ご質問がありましたら事務局でお聞きして後日の回答となります。

○長岐会長

では動画メッセージも含めてのご質問ございますか。

○臼木委員

改めて机上配付資料の3ページの確認ですが、Cランクの秋田県は目安額39円ということですね。

○佐藤賃金室長

はい。

○臼木委員

先ほどの動画メッセージの主旨を踏まえるとあくまで目安で、上回る時もあるれば下回る時もある。目安にこだわることでもないし、10月1日に改正することにもこだわらず議論を尽くしてほしいという理解でよろしいですね。

○佐藤賃金室長

はい。

○長岐会長

委員の皆様はご質問ございませんか。

特にないようですので次の議題に移ります。

次に議題2「賃金実態調査結果について」事務局から報告してください。

○佐々木賃金指導官

それでは、資料3の令和5年度賃金実態調査結果につきまして説明いたします。資料3の1ページ、賃金実態調査の概要をご覧ください。

この調査は、1.調査の目的にあるように、秋田県最低賃金の改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施しています。以下、2.調査対象産業、3.事業所の規模、4.調査対象月、5.調査実施期間、6.集計方法については、ここに記載している内容をご確認下さいますようお願いいたします。

次に、7.集計事業所数及び労働者数ですが、これは総務省の令和3年経済センサスに厚生労働省で令和2年次データを加味した、対象事業所、約18,500、対象労働者、約127,700人の中から、さらに業種等のバランスをとって抽出調査を行い、実際に集計した事業所及び労働者数を記載しております。

なお、この報告で申し上げる調査結果の数値は、あくまでも調査件数から母数を基に復元した数字であり、実数ではありませんのでご留意願います。

また、特定最低賃金が適用される非鉄金属、電子部品、自動車製造、自動車(新車)小売関係については、18歳未満65歳以上の者、雇入れ後6カ月未満であって、技能習得中のもの、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な作業に従事する者、電子部品等製造業では、組立又は加工の業務のうち、主として卓上で行う組線、巻線、はんだ付け、検査の業務に従事する、特定最賃適用除外労働者を含んでおります。

2ページは、調査対象となっている業種を、産業分類番号で表示しております。

3ページは、秋田県賃金実態調査表(賃金分布の概要)でございます。平成25年度から掲載しておりますが、一番右が令和5年度の結果でございます。時間当りの平均賃金額は、1,212円、前年比でプラス1.4%となっております。

なお、表の左側の項目で、第1・10分位数、中位数などの統計用語につきましては、13ページ以降で解説しておりますので、後ほどご覧ください。

4ページは、最低賃金改正に伴う未満率及び影響率の推移でございます。現行の秋田県最低賃金額853円に対する未満率は、0.9%となっております。

なお、未満率とは、改定前の最低賃金額を下回る労働者の比率。影響率とは、改定後の最低賃金額を下回る労働者の比率のことをいいます。

実際には、5ページの最低賃金基礎調査結果表をご覧ください。表の左側に、賃金階級として842円までから始まって、以降843円から903円まで1円刻みの賃金

階級を設定しております。そして、904円からは、ある程度大きなキザミで設定しております。

次に、左から2列目の合計欄をご覧ください。上段の数字は、左側の賃金階級に属する労働者数を示しておりますが、842円から下の行の階級は、842円までの累計の労働者数を示しております。現行の853円未満の労働者は、842円から852円までのところを見ていただきますと、1,028人いるということになります。

そして、そのカッコ内の数値は、全体の人数に対する比率を示しており、852円のところは0.9%と表示されております。したがって、これが現行の最低賃金に対する未満率ということになります。

なお、実際に最低賃金額853円で働いている労働者は、853円の賃金階級の累計数9,306人から、その前の賃金階級である852円までの累計労働者数1,028人を差し引いた、8,278人となり、率では約6.9%ということになります。以降、853円からのカッコ内は、最低賃金を改定した場合の影響率として見ていくことになります。

7ページの令和4年度の調査結果表をご覧ください。令和4年度は、最低賃金額が853円に改定されましたので、その1円下の852円のところをご覧くださいますと、22.2%となっております。これが、令和4年の改定後の影響率ということになります。

次に少し飛んで12ページをご覧ください。全労働者に占めるパート労働者の比率と、労働者の男女比を業種別に比較したものでございます。パート労働者の比率は、総計で26.1%となっており、労働者の男女比は、総計で42:58となっております。

集計結果の説明は以上でございます。この集計結果及び9ページから11ページまで掲載しております集計結果(性別、年齢別)については、10月を目処に全国とりまとめの上、厚生労働省においてホームページ及び政府統計の総合窓口e-Statへ掲載することとなります。

また、これら集計表の復元に関しては、全国斉一性を担保するため、労働者数による復元で行うこととしておりますが、あくまでも実数ではございませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○長岐会長

ただ今の賃金実態調査結果について影響率や未満率の説明がありましたが、各委員からご質問などがございませんか。

特にないようですので、次の議題に移ります。

議題3「その他」についてですが、事務局から何かありますか。

○佐藤賃金室長

事務局から、「今後の審議日程案」、「意見書」、「専門部会委員の任命について」の3点について、提案、説明させていただきたいと思います。

○長岐会長

1点目の「今後の審議日程案」について、説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは、今後の審議日程案について説明させていただきます。

資料4をご覧ください。審議状況によることから、流動的な面はございますが、現段階におきましては、本日、本審議会終了後、この会場において1回目の専門部会を開催し、部会長及び部会長代理を選出した後、参考人の意見聴取等を行います。その後に、金額審議に入る予定です。

8月4日午後1時30分からは2回目の専門部会を、8月7日午後1時30分からは3回目の専門部会を開催する予定としております。8月7日の専門部会終了後に第3回目の本審を開催し、専門部会からの報告を予定しております。8月7日の専門部会終了の目途としては、午後3時頃を予定しておりますが、専門部会の審議状況により午後3時を過ぎる可能性もあります。

また、専門部会で全会一致とならなかった場合には、本審で採決していただくこととなります。

なお、8月7日に結審に至らず審議継続となった場合でも特定最賃改正決定の必要性の諮問を行う必要がありますので、本審を開催することとなります。ご協力方よろしく願いいたします。

8月7日の専門部会で結審に至らない場合は、予備日としております8月8日に専門部会を開催することになりますが、この日で採決により結審となった場合には、本審での採決が必要となりますので、本審を開催したいと考えております。

答申となった場合、異議の申出の公示をいたしますが、異議があった場合は、異議審を開催することになります。

最短での最賃発効を考慮しますと、8月7日に答申があった場合は、8月23日に異議審を開催することになりますが、発効手続き等のため開催は午前中となります。

委員の皆様方には、予備日として設定しております8月8日及びそれ以降の日程の確保につきまして、ご協力賜りますよう、よろしく願いいたします。

審議日程案につきましては、以上でございます。

○長岐会長

この審議日程案について、何かご意見等ありますか。

特にないようですので、この審議日程案により開催することとします。各委員の皆様、暑い夏ではございますがよろしくお願ひします。

次に、2点目の意見書について事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

意見書につきまして、事務局から説明させていただきます。

資料5「秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書」写しをご覧ください。

改正諮問に伴う7月4日付けの意見聴取の公示に対しまして、労働者側10団体から意見書が提出されました。使用者側団体等からの提出はございませんでした。

なお、前回の審議会における議決に基づき、本審議会終了後に開催されます専門部会におきまして、この意見書を提出された団体の中から、参考人として2名の方から、直接、意見聴取を行うことになっております。

今回提出された意見書の内容につきましては、秋田県労働組合総連合からの意見書に代表されますように、1ページの1から順番に、1.「はじめに」では憲法25条に規定される健康で文化的な最低限の生活を営む事ができる賃金の実現と、この度の豪雨被害を乗り越えていけるような大幅賃上げと小規模・個人事業者に対する国の万全な経営支援策を求める。としています。

2.「最低賃金の改善で生存権保障を」では大幅な最賃引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準、労働者の生活の安定に資する水準にすること。としています。

3.「物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください」では物価高に賃上げが追い付いていない状況にあり、労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現を求める。としています。

4.「地域間格差解消は待ったなしの課題です」では、地域間格差により、労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少と労働力不足が現実化していることから、労働力の流出を防ぐためにも、最低賃金を全国一律に是正すること、抜本的に引き上げることによる、地域間格差の縮小・解消は待ったなしの課題である。としています。

5.「中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を」では、地域経済の主力である中小企業・小規模事業者に対し、政府の責任で公正取引の実現、金融支援の強化や社会保険料負担の軽減など、賃金引き上げ、最低賃金引き上げを可

能にする環境を整える助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現すること。とじています。

6. 「最賃引上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています」では、最低賃金の引き上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっており、秋田地方最低賃金審議会においても、積極的な引き上げと、地域間格差解消を求める答申を行い、また、政府に対し実効性ある中小企業支援策の拡充を求めること、とじています。

4 ページの記以下には、以上を踏まえ、1. 最低賃金を今日の物価高に対応する金額となるよう、大幅に引き上げること。2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を審議会の意見として表明すること。の3点が要望事項としてまとめられております。

また、秋田県医療労働組合連合会では、「物価の高騰やコロナ禍で特にダメージの大きい医療・福祉産業をはじめとする各産業への特別の支援を継続すること」、全日本年金者組合では、「賃金が退職後の生活を左右する年金支給額に重大な影響を与えることを念頭にした賃金改善を行ってください」と、独自の要望がございました。

意見書につきましては、以上でございます。

なお、今回、資料として配付しておりませんが、秋田弁護士会会長からも本審議会会長あて、最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明が提出されておりますことを、ご報告させていただきます。以上です。

○長岐会長

ただ今の意見書について説明がございましたが、何かご質問、ご意見などありませんか。

特にないようですので、それでは、3点目の専門部会委員の任命について事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

専門部会委員の任命につきまして、事務局から報告させていただきます。資料6「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿」をご覧ください。

第1回本審における議決に基づき7月4日付けで推薦公示を行った結果、労・使団体から推薦のあった各3名、合計6名の労使委員と公益委員3名を合わせた、9名の委員を7月19日付けで任命いたしましたので、ご確認いただきますと共に、委員の皆さまにはどうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○長岐会長

ただ今の専門部会委員の任命について、何かご質問などありませんか。
特にないようですので、ほかに事務局から説明することはありますか。

○佐々木賃金指導官

私の方から説明させていただきます。本日委員の皆様の上に配付させていただいております参考資料集の追加の分をご説明いたします。

資料目次で青書きとなっております資料7件につきまして最新の資料を追加配付させていただきました。前回配付した資料の上に重ねて綴じていただければと思います。また、前回参考資料を配付していなかった委員の皆様には参考資料ファイルは最新のものを綴じておりますので、そのままお使いいただければと思います。

それでは今回更新した資料について簡単にご説明いたします。

資料2 秋田財務事務所発表資料「県内経済情勢報告（令和5年7月判断）」です。1ページの総論「総括判断」では「持ち直しに向けたテンポが緩やかにになっている」となっております。

資料9 秋田県発表「消費者物価指数 秋田市（令和5年6月分）」ですが、総合指数は、前月比0.5%の上昇、前年同月比は3.8%上昇となっております。

資料10 平成27年基準「秋田県鉱工業生産指数月数（令和5年5月分）」です。秋田の季節調整済指数が前月比プラスとなっておりますが、東北、全国では前月比マイナスとなっております。

資料12 秋田県発表「毎月勤労統計調査地方調査結果速報（令和5年5月分）」です。1ページの結果の概要を見ますと事業所規模5人以上の常用労働者の現金給与総額は235,866円で前月比は2.7%減、前年同月比では0.2%増となっております。

資料13 「秋田県内の雇用情勢（令和5年6月分）」です。有効求人倍率は1.35倍で、前月比0.01ポイント増となっております。概況の県内雇用情勢は「物価上昇等の影響により一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直している。」といった状況となっております。

資料14 日本銀行秋田支店発表「県内金融経済概況（2023年7月24日）」のものです。基調判断の県内概況は「県内景気は、持ち直している。」としています。

資料15 日本銀行秋田支店発表「秋田県内 全国企業短期経済観測調査結果（2023年6月調査）」ですが、業況判断は業種によって良い、悪いの差があり、特に木材・木製品製造業で75ポイントと大きなマイナスとなっております。資料の説明

は以上でございます。

○長岐会長

ただ今の説明について、ご質問などありますか。この機会に発言したいことはありませんか。

特にないようですが、事務局から何かありますか。

○佐々木賃金指導官

先ほど審議日程を了承いただきましたので、8月7日、月曜日開催の第3回本審の開催通知を、本審議会終了後、各委員にお渡しいたしますので、よろしくお願いたします。事務局からは以上です。

○長岐会長

次回の本審は、予定ではありますが秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について、秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無等について、令和5年8月7日、月曜日に開催することとなっております。

日程の変更が生ずるような場合は、事務局から各委員に連絡してください。

それでは、これをもちまして本年度第2回秋田地方最低賃金審議会を終了いたします。お疲れ様でした。